

～病児・病後児保育事業でみなし寡婦（夫）控除が適用される方へ～

1 みなし寡婦（夫）控除とは

婚姻歴のないひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、法律上の婚姻歴がある寡婦（夫）を対象にした寡婦（夫）控除を、婚姻歴のないひとり親家庭にも適用されたものとみなして税額を仮算定し、その額に基づいて福祉サービス等の利用料金を決定するものです。

※寡婦（夫）：夫と死別または離別し、再婚していない女性又は男性のこと

2 病児・病後児保育事業の利用について

みなし寡婦（夫）控除が適用される方は、利用料（1日あたり2,000円）が減免される場合があります。

3 利用料の減免について

利用料の減免適用は、所得状況により異なります。

4 申請方法

「病児・病後児保育利用料減免にかかるみなし寡婦(夫)控除適用世帯証明申請書兼同意書」に記入のうえ、必要添付書類（場合により異なります。）を添えて下記担当課あて提出します。減免の対象となる方には後日「病児・病後児保育利用料減免にかかるみなし寡婦（夫）控除適用世帯証明書」を送付いたしますので、病児・病後児保育実施機関あて提出してください。

5 その他

みなし寡婦（夫）控除適用による減免制度を利用される場合は事前の申請が必要です。（利用日当日に病児・病後児保育の利用登録をされる場合で、「病児・病後児保育利用料減免にかかるみなし寡婦（夫）控除適用世帯証明書」をお持ちでない方は減免制度を利用できませんのでご注意ください。）

※申請をご希望の方は書類を送付いたしますので、まずは下記までご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ先・申請先

仙台市子供家庭支援課 家庭支援係

住所：〒980-0011

仙台市青葉区上杉一丁目5-12 仙台市役所上杉分庁舎8階

電話：022-214-8606